

「官民研究開発投資拡大プログラムに係るガバニングボード」の
開催について（案）

平成 29 年 4 月 21 日
総合科学技術・イノベーション会議議長決定

1. 総合科学技術・イノベーション会議令（平成 12 年政令第 258 号）第 4 条の規定に基づき、官民研究開発投資拡大プログラムの着実な推進を図るため、領域統括の人选、対象施策の選定等に向けた検討を行うとともに、対象施策ごとの推進費の配分、対象施策の進捗状況に応じた助言、ステージゲート方式の評価の決定等を行うことを目的として「官民研究開発投資拡大プログラムに係るガバニングボード」（以下「ガバニングボード」という。）を開催する。
2. ガバニングボードの構成員は、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員（内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 29 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる者をいう。）とする。
3. ガバニングボードの座長は、構成員の互選により決定する。
4. ガバニングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。
5. ガバニングボードの庶務は、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。
6. 前各号に定めるもののほか、ガバニングボードの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。